

個人情報保護委員会（第185回）議事概要

- 1 日時：令和3年9月22日（水）14：40～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、
加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、赤阪参事官、
山澄参事官、栗原参事官、鴨参事官、片岡参事官、松本研究官

4 議事の概要

- (1) 議題1：令和3年改正個人情報保護法関係政令・規則・民間部門ガイドライン案の意見募集結果について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員から「今回の意見募集では16の団体と個人から計75件のいずれも貴重な御意見を頂き、感謝申し上げたい。今後の委員会の取組を進める上で参考になる御意見も少なからず見受けられたように思ったが、政令案・規則案に関して申し上げれば、制度の移行に伴う経過措置の要否に係る指摘や開示請求があった場合の本人確認の在り方に関するものなど、行政機関や独立行政法人等に対する今後の法の施行など円滑な運用を行っていく上で重要な論点について御指摘をいただいたものと認識している。引き続き、法の円滑な施行に向けて、遺漏なく準備を進めてほしい」旨の発言があった。

藤原委員から「パブコメを見て、改めて学術研究部分の関心が高いことを実感した。委員会として学問の自由を尊重する姿勢は継続すべきであると考え一方、例外の適用に当たっては、本人の権利利益を不当に侵害しないことといった要件が課せられているところであり、引き続き、法の趣旨・目的について、学術研究例外の対象となり得る学術研究機関等においても理解が進むよう、取組を進めていく必要がある。要件が学術機関を委縮させるようなこととなってはならないのは当然であるが、安易に具体的事例を示してお墨付きを与える性質のものでもないので、委員会としても議論を深めていく必要がある」旨の発言があった。

丹野委員長から「今回の意見募集においては、多くの方々から、様々な御意見を頂いた。改めて、幅広い主体からの個人情報保護法に対する関心の高さを実感するとともに、貴重な御意見を寄せていただいた皆様に感謝を申し上げたいと思う。本政令案や規則、ガイドラインの改正案は、法の趣旨や国会審議の内容、これまでの委員会における各委員の意見等を踏まえた、個人情報保護とデータ流通の両立を図るものとなっていると思う」旨の発言があった。

原案のとおり了承され、閣議請議及び官報掲載等の手続を進めていくこ

ととなった。

(2) 議題2：デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令案について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり了承され、閣議請議及び官報掲載等の手続を進めていくこととなった。

(3) 議題3：公的部門ガイドライン等の作成について

事務局から、資料3に基づき説明を行った。

中村委員からは「令和3年改正個人情報保護法の地方公共団体等に係る部分については、政令・規則と併せて、来年4月までにガイドライン等を公表することを目指す、との説明があった。再来年の令和5年春に地方部分の改正法が施行される約1年前に、ガイドラインが公表されることになるが、地方公共団体においては、施行日までに条例の整備、マニュアルの改定、組織内での研修、住民に対する周知広報など様々な施行準備を進めていく必要があるものと推測する。委員会が可能な限り早い段階でガイドライン等を公表することで、地方公共団体において、より計画的に施行準備を進めていただくことが可能になるのではないかと思う。ガイドライン作成にあたり重要なのは、委員会が地方と十分なコミュニケーションをとることではないかと思う。地方向けの説明会は6月、7月合わせてすでに9回行われてきたが、今後も引き続き説明会を実施していくとのことである。地方公共団体はこれまで住民の目線に立って積み重ねてきた実務を新しい制度に照らし合わせて調整していくことになろうかと思う。そうした地方の意見も十分に聞きながら、住民の権利保護と、現場の実務に十分に配慮したガイドラインや事務ガイドを作成していくことを事務局に期待する」旨の発言があった。

原案のとおり了承され、ガイドライン等の作成を進めることとなった。

(4) 議題4：G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルの結果報告について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

大島委員から、「今回は、G7のデータ保護・プライバシー機関による初のラウンドテーブル会合であり、各国と率直な意見交換をすることができた。特に、丹野委員長から、新技術の発展や国際的な執行協力の観点から、実務レベルでの具体的な協力を進めることを提案し、各国から賛同を得たことは大きな成果であった。引き続き、G7各国と連携していきたい」旨の発言があった。

丹野委員長から「G7ラウンドテーブル会合は、G7各国のデータ保護・プライバシー機関のトップ同士が率直な意見交換をする貴重な機会であった。今回の会合を契機に、G7各国との協力関係を一層深めるとともに、来年のドイツでの会合に向けて、実務レベルでの会合も含め、しっかりと対応していきたい」旨の発言があった。

(5) 議題5：監視監督について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

※内容については非公表。

以上